

スピリットソウルミュージックフェスタ協議会 規約

(名 称)

- 第1条 この会はスピリットソウルミュージックフェスタ協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

- 第2条 協議会は、地域における障害者の音楽・芸術活動支援・普及の拠点であるコンサートホール・ライブハウス・福祉施設等との連携促進を図り、音楽・芸術・福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 情報の交換、音楽・芸術フェスタ開催等の斡旋
 - (2) 巡回移動コンサート・関連展示会
 - (3) 障害者自立生活支援事業
 - (4) 講演会等の開催
 - (5) その他障害者音楽・芸術の支援事業振興に必要な事業

(会 員)

- 第4条 協議会の会員は第2条の目的に賛同する障害の有無を問わない個人・団体等をもって構成する。
- 2 会員は別に定める会費を負担するものとする。

(役 員)

- 第5条 協議会に次の役員を置く。
- | | |
|-----|-------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 幹事 | 15名以内 |
| 監査 | 2名 |

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は1回とし、再任を妨げない。

スピリットソウルミュージックフェスタ協議会 規約

(役員の選任)

- 第7条 会長、副会長及び監査は、総会において選出する。
- 2 幹事は総会において全国各ブロック毎にその地域に属する会員から正副 3 名以内選出する。

(役員の職務)

- 第8条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 幹事は、協議会の運営について協議し、各ブロック内の連絡、調整を行う。
- 4 監査は、協議会の会計を監査する。

(顧問)

- 第9条 協議会に若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、外部有識者の中から、会長が委嘱する。

(会議)

- 第10条 協議会の会議は、総会、役員総会、幹事会、ブロック会議、部門会議とする。
- 2 役員総会は役員の2分の1以上の出席をもって成立し、毎年定期的を開催するほか、会長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。
- 3 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成し、協議会の運営に関して必要な事項を決定する。
- 4 総会及び役員総会・幹事会は、会長が招集しその議長となる。
- 5 ブロック会議は、各ブロックの幹事が招集し、ブロック内の連携調整に必要な事項や幹事会への具申等を行う。
- 6 総務・広報・技術の各部門会議を定期的を開催する

(経費)

- 第11条 協議会に必要な経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

スピリットソウルミュージックフェスタ協議会 規約

(規約の改正)

第13条 この規約の変更をしようとするときは、役員総会において3分の2以上の同意を得なければならない。総会の承認を得て執行する。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、役員総会にて決議された場所に置く。

(雑 則)

第15条 この規約に基づく協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 平成 20 年度の会計年度は、第 12 条の規定に関わらず施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規約は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

スピリットソウルミュージックフェスタ協議会会費規則

規則第4条第2項の規定による会費を次のように定める。

- 1 会費 二千円

附 則 この規則は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。